

伊 勢 市 公 報

第 264 号
平成 28 年 11 月 7 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例	22
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市保健福祉会館条例の一部を改正する条例	30
○ 伊勢市営宇治駐車場条例の一部を改正する条例	35
○ 伊勢市空家等対策協議会条例	37
○ 伊勢市新病院整備基金条例	40
規 則	
○ 伊勢市空家等対策協議会規則	42
告 示	
○ 道路の区域変更について	44
○ 道路の区域変更について	45
○ 平成 28 年 9 月末財政状況の公表について	46
○ 平成 28 年度補正予算の要領について	51
○ 市道の路線の廃止について	63
○ 市道の路線の認定について	64
○ 道路の区域の決定について	66
○ 道路の供用開始について	67
○ 指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業の廃止について	69
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	70
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	71
公 告	
○ 公売公告兼見積価額公告	72
○ 負傷動物の収容について	81
○ 認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告について	82
○ 公示送達	85
○ 農用地利用集積計画について	87
○ 印鑑登録の職権抹消について	88

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第36号

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」

という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において

「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以

下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第51条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名

称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第62条の2第1項中「附則第16条の規定に該当するもの」を「附則第15条の6から第15条の10までの規定により減額を受ける部分」に改める。

第62条の3第1項中「第3条」の次に「又は第18条」を加え、「登録を受けた者の所有する当該建物」を「登録を受けた建物のうち、ホテル業又は旅館業の用に供する部分（法附則第15条の10又は前条の規定により減額を受ける部分を除く。）」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」

として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第9項を第14項とし、第8項を第13項とし、第7項を第12項とし、第6項の次に次の5項を加える。

- 7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第16条第2項から第4項までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租

税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除

法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるの

は「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適

用配当等の額」という。) に対し、特例適用配当等の額 (第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書 (その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。) に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、伊勢市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表

第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中伊勢市市税条例（以下「市税条例」という。）第19条、第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第2条中伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第34号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、伊勢市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第3項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中市税条例附則第16条の改正規定及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(4) 第1条中市税条例附則第20条の2の改正規定及び同条例附則第20条の次に1条を加える改正規定並びに次条第4項の規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月1日）

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）

第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例附則第20条の2の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する

る部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従

前の例による。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第37号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成17年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「の適用を受けている者」を「第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者」に改め、同条第3項中第25号を第28号とし、第24号を削り、第23号を第27号とし、同項第22号中「第33条」の次に「（同法第39条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第26号とし、同項中第21号を第25号とし、同号の前に次の2号を加える。

(23) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第59条の規定に該当する者

(24) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第26条の規定に該当する者

第7条第3項中第20号を第22号とし、同号の前に次の1号を加える。

(21) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第136条の規定に該当する者

第7条第3項中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を削り、第15号を第17号とし、第9号から第14号までを

2号ずつ繰り下げ、同項第8号中「第104条」の次に「(同法第138条において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第1号に規定する廃止前農林共済法第78条の規定に該当する者

第7条第3項第5号中「第95条」の次に「又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第5条若しくは第61条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第172条」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第144条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者

第7条第3項に次の2号を加える。

(29) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号)第39条の規定に該当する者

(30) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第19条の規定に該当する者

第7条第4項第9号中「(平成16年法律第166号)」を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第7条第3項に2号を加える改正規定(同項第30号に係る部分に限

る。) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）の施行の日（平成28年11月30日）

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第38号

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢市学習等供用施設条例（平成17年伊勢市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条第1項中「受ける者」を「受けた者」に改める。

第11条中「教育委員会等」を「市長又は指定管理者」に改める。

第14条中「利用者」を「施設を利用する者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表小俣北部公民館の項中「伊勢市野村町字里前中道東5の3」を「伊勢市野村町5番地3」に改める。

第2条 伊勢市学習等供用施設条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第5条を次のように改める。

（開館時間）

第5条 施設の開館時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

第5条の次に次の1条を加える。

（休館日）

第5条の2 施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日まで及び指定管理者が教育委員会と協議して定める日とする。ただし、指定管理者

は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

第6条から第9条までの規定中「教育委員会等」を「指定管理者」に改める。

第10条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「第6条の規定により許可を受けた利用者」を「利用者」に、「教育委員会等に当該施設の利用に係る使用料又は料金(以下「利用料金等」という。)」を「指定管理者に当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改め、同条第3項の表以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、小俣北部公民館の利用料金は、次の表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、また同様とする。

第10条第3項の表中

使用料	冷暖房使用料
-----	--------

を

利用料金	冷暖房利用料金
------	---------

に改める。

第11条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条中「市長又は指定管理者」を「指定管理者」に、「利用料金等」を「利用料金」に改める。

第12条の見出し及び同条中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「教育委員会等」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定

は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第2条の規定による改正前の伊勢市学習等供用施設条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた利用の許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている利用の許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日においてこれらの行為に係る業務を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行うこととなるものは、同日以後における第2条の規定による改正後の伊勢市学習等供用施設条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第39号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第3条 別表第2に掲げる体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第5条中「使用又は利用（以下「使用等」という。）できる時間」を「使用し、又は利用できる時間」に改める。

第6条第1項中「使用等しようとする者」を「使用し、又は利用しようとする者」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「使用等」を「使用又は利用（以下「使用等」という。）」に改め、同条第4号中「使用等させること」を「使用し、又は利用させること」に改める。

第12条第1号中「使用等すること」を「使用し、又は利用すること」に改め、同条第2号中「使用等する日」を「使用し、又は利用する日」に改める。

第13条中「使用等する場合」を「使用し、又は利用する場合」に改める。

第14条中「使用等した場所」を「使用し、又は利用した場所」に改める。

第15条中「使用者等」を「体育施設を使用し、又は利用する者」に改め、「故意又は過失により」を削り、同条ただし書中「認めるとき」を「認めたとき」に、「この限りでない」を「その全部又は一部を免除

することができる」に改める。

別表第1 伊勢市小俣児童体育館の項中「伊勢市野村町5番地2」を「伊勢市野村町5番地3」に改める。

第2条 伊勢市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市小俣児童体育館の項を削る。

別表第2に次のように加える。

伊勢市小俣児童体育館	伊勢市野村町5番地3
------------	------------

別表第3 伊勢市二見体育館の項中「。以下「祝日法」という。」を削り、同表伊勢市小俣児童体育館の項中「、毎週月曜日及び祝日法に定める休日」を「及び毎週月曜日」に、「使用時間」を「利用時間」に改め、同表備考中「使用時間」を「利用時間」に改める。

別表第4中13の表を削り、14の表を13の表とし、15の表を14の表とする。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第11条関係）

1 伊勢市北浜スポーツグラウンド

利用者	利用場所	利用料金		備考
		単位	金額	
伊勢市民の場合	テニスコート	半日	300円	半日とは、午前6時から正午まで及び正午から午後6時までとする。
	多目的広場		510円	
伊勢市民でない場合	テニスコート		610円	
	多目的広場		1,020円	

注 「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

2 伊勢市小俣児童体育館

種別	区分	昼間（3時間単位）	夜間（2時間単位）
		9時～18時	18時～22時
ミニバスケットボール		200円	510円
バレーボール		200円	510円
バドミントン		200円	510円
卓球（2面）		100円	200円

備考 昼間に照明設備を使用した場合は、1回（3時間）610円（卓球については、200円）を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に第2条の規定による改正前の伊勢市体育施設条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた使用の許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている使用の許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日においてこれらの行為に係る業務を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行うこととなるものは、同日以後における第2条の規定による改正後の伊勢市体育施設条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

伊勢市保健福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第40号

伊勢市保健福祉会館条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢市保健福祉会館条例（平成17年伊勢市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「保健福祉会館」を「保健福祉会館に」に改める。

第4条中「法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第7条第1項中「使用等しよう」を「使用し、又は利用しよう」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

第7条第2項各号列記以外の部分中「前項の許可を与えない」を「第1項の許可をしない」に改め、同項第4号中「施設を使用等させること」を「保健福祉会館を使用し、又は利用させること」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長等は、保健福祉会館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（損害賠償の義務）

第8条 保健福祉会館を利用する者は、保健福祉会館の施設、設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

別表第1 伊勢市小俣北部保健福祉会館の項中「伊勢市野村町字里前中道東5番地3」を「伊勢市野村町5番地3」に改める。

第 2 条 伊勢市保健福祉会館条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び別表第 2」を削る。

第 4 条ただし書を削る。

第 6 条を次のように改める。

(休館日及び開館時間)

第 6 条 保健福祉会館の休館日及び開館時間は、別表第 2 のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

第 7 条の見出し中「使用等」を「利用」に改め、同条第 1 項中「使用し、又は」を削り、「市長等」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「市長等」を「指定管理者」に改め、同項第 4 号中「使用し、又は」を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
伊勢市小俣本町保健福祉会館	伊勢市小俣町本町 3 番地
伊勢市小俣元町保健福祉会館	伊勢市小俣町元町1092番地 1
伊勢市小俣明野保健福祉会館	伊勢市小俣町明野1055番地 4
伊勢市小俣宮前保健福祉会館	伊勢市小俣町宮前477番地
伊勢市小俣湯田保健福祉会館	伊勢市小俣町湯田61番地
伊勢市小俣北部保健福祉会館	伊勢市野村町 5 番地 3

別表第 2 (第 6 条関係)

名称	休館日	開館時間
伊勢市小俣本町保健福祉会館	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する	午前 9 時から午後 5 時まで

伊勢市小俣元町保健 福祉会館	法律（昭和23年法律第 178号）に定める休日	
伊勢市小俣明野保健 福祉会館	(3) 8月13日から8月16 日まで	
伊勢市小俣宮前保健 福祉会館	(4) 12月27日から翌年1 月5日まで	
伊勢市小俣湯田保健 福祉会館		
伊勢市小俣北部保健 福祉会館	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年1 月3日まで	午前9時から午 後10時まで

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第2条の規定による改正前の伊勢市保健福祉会館条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた使用の許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている使用の許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日においてこれらの行為に係る業務を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行うこととなるものは、同日以後における第2条の規定による改正後の伊勢市

保健福社会館条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

伊勢市営宇治駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第41号

伊勢市営宇治駐車場条例の一部を改正する条例

伊勢市営宇治駐車場条例（平成23年伊勢市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「駐車料金は」を「駐車料金にあつては」に改める。

別表第2伊勢市営宇治第1駐車場、伊勢市営宇治第2駐車場、伊勢市営宇治第3駐車場、伊勢市営宇治第4駐車場、伊勢市営宇治第5駐車場、伊勢市営宇治第6駐車場、伊勢市営内宮前第1駐車場及び伊勢市営内宮前第4駐車場の項中「、伊勢市営宇治第5駐車場、伊勢市営宇治第6駐車場」及び「この表及び別表第3において」を削り、同項の次に次のように加える。

伊勢市営宇治第5駐車場及び伊勢市営宇治第6駐車場	普通自動車等及び法第3条に規定する準中型自動車（以下「準中型自動車」という。）
--------------------------	---

別表第3の1の表中「普通自動車等」を「普通自動車等及び準中型自動車」に改める。

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行の日（平成29年3月12日）から施行する。

伊勢市空家等対策協議会条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第42号

伊勢市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 伊勢市における空家等に関する施策の総合的な推進を図るため、伊勢市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) その他空家等に関する対策の実施に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(資料の提出その他の協力)

第6条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市新病院整備基金条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第43号

伊勢市新病院整備基金条例

(設置)

第1条 本市の新病院の整備に要する経費の財源に充てるため、伊勢市新病院整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、伊勢市病院事業会計予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 病院事業管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を病院事業の業務に係る現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 病院事業管理者は、第1条の設置の目的のため必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市空家等対策協議会規則をここに公布する。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第60号

伊勢市空家等対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市空家等対策協議会条例（平成28年伊勢市条例第42号）第8条の規定に基づき、伊勢市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、都市整備部建築住宅課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 114 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	楠部 11 号線	楠部町字乃木乙 18 番 4 地先から 楠部町字上村乙 114 番 3 地先まで	旧	3.0～6.0	36.0
			新	6.5～13.0	47.0

伊勢市告示第 115 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	高向 18 号線	御菌町高向字西新出 2315 番地 先から 御菌町高向字西新出 2312 番地 先まで	旧	3.2～3.3	17.1
			新	4.5	17.1

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成28年9月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
平成28年10月26日

伊勢市長 鈴木 健一

伊 勢 市 の 財 政

1 9月末における人口、世帯数、面積の状況

人 口	129,058 人	（平成28年度現計予算1人当たり	405,723 円）
世 帯 数	54,792 世帯	（平成28年度現計予算1世帯当たり	955,648 円）
面 積	208.35 k㎡		

2 平成28年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,510,000	31.5	9,077,339	55.0	議 会 費	358,190	0.7	188,364	52.6
地 方 譲 与 税	320,001	0.6	93,095	29.1	総 務 費	4,672,242	8.9	1,937,363	41.5
利 子 割 交 付 金	25,000	0.1	5,809	23.2	民 生 費	18,200,305	34.8	7,343,444	40.3
配 当 割 交 付 金	150,000	0.3	21,494	14.3	衛 生 費	4,953,338	9.5	2,438,764	49.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	160,000	0.3	0	0.0	労 働 費	65,354	0.1	27,391	41.9
地 方 消 費 税 交 付 金	2,250,000	4.3	1,215,021	54.0	農 林 水 産 業 費	1,154,216	2.2	258,613	22.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	13,000	0.0	6,611	50.9	商 工 費	426,283	0.8	134,205	31.5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	60,000	0.1	26,358	43.9	観 光 費	577,479	1.1	289,235	50.1
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	73,000	0.1	0	0.0	土 木 費	6,150,715	11.7	1,901,434	30.9
地 方 特 例 交 付 金	60,000	0.1	70,252	117.1	消 防 費	3,044,200	5.8	1,057,996	34.8
地 方 交 付 税	9,910,000	18.9	7,362,858	74.3	教 育 費	7,197,544	13.7	2,205,517	30.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000	0.0	8,959	47.2	災 害 復 旧 費	37,662	0.1	34,276	91.0
分 担 金 及 び 負 担 金	996,765	1.9	458,511	46.0	公 債 費	5,482,300	10.5	2,716,946	49.6
使 用 料 及 び 手 数 料	380,285	0.7	220,237	57.9	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	7,316,426	14.0	2,364,150	32.3	予 備 費	42,009	0.1	0	0.0
県 支 出 金	3,011,643	5.8	466,287	15.5					
財 産 収 入	80,056	0.2	49,741	62.1					
寄 附 金	50,002	0.1	21,661	43.3					
繰 入 金	2,422,427	4.6	0	0.0					
繰 越 金	729,936	1.4	1,667,926	228.5					
諸 収 入	656,198	1.3	234,430	35.7					
市 債	7,168,100	13.7	3,200	0.0					
合 計	52,361,839	100.0	23,373,939	44.6	合 計	52,361,839	100.0	20,533,548	39.2

※歳入の県支出金及び繰入金については、繰越明許費繰越財源を、国庫支出金、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費通次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、衛生費、農林水産業費、観光費、土木費及び災害復旧費については、繰越明許費繰越額を、消防費及び教育費については、繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

3 平成27年度一般会計予算の執行状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	最終予算額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,600,000	31.6	16,933,911	102.0	議 会 費	385,304	0.7	380,290	98.7
地 方 譲 与 税	315,001	0.6	358,187	113.7	総 務 費	5,023,019	9.6	4,404,759	87.7
利 子 割 交 付 金	33,000	0.1	33,930	102.8	民 生 費	17,681,695	33.6	17,334,247	98.0
配 当 割 交 付 金	80,000	0.2	115,466	144.3	衛 生 費	4,784,153	9.1	4,601,084	96.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	150,000	0.3	104,958	70.0	労 働 費	62,032	0.1	59,598	96.1
地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000	4.2	2,402,030	109.2	農 林 水 産 業 費	963,542	1.8	809,651	84.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.0	16,938	121.0	商 工 費	263,594	0.5	247,665	94.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	68,001	0.1	86,378	127.0	観 光 費	596,724	1.1	551,023	92.3
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	73,933	0.1	73,933	100.0	土 木 費	5,596,416	10.7	4,982,154	89.0
地 方 特 例 交 付 金	69,152	0.1	69,152	100.0	消 防 費	5,961,135	11.3	5,187,076	87.0
地 方 交 付 税	10,465,881	19.9	10,883,988	104.0	教 育 費	5,711,495	10.9	4,939,007	86.5
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000	0.0	18,802	104.5	災 害 復 旧 費	81,426	0.2	29,079	35.7
分 担 金 及 び 負 担 金	1,004,729	1.9	1,002,226	99.8	公 債 費	5,391,833	10.3	5,391,828	100.0
使 用 料 及 び 手 数 料	384,827	0.7	399,515	103.8	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	7,489,211	14.3	6,856,578	91.6	予 備 費	61,554	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,971,145	5.7	2,910,946	98.0					
財 産 収 入	123,191	0.2	125,573	101.9					
寄 附 金	55,050	0.1	61,445	111.6					
繰 入 金	219,544	0.4	50,893	23.2					
繰 越 金	1,236,176	2.4	1,236,176	100.0					
諸 収 入	1,020,783	1.9	1,085,663	106.4					
市 債	7,972,300	15.2	6,808,700	85.4					
合 計	52,563,924	100.0	51,635,388	98.2	合 計	52,563,924	100.0	48,917,461	93.1

※歳入の県支出金については、繰越明許費繰越財源を、国庫支出金、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費進次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費及び土木費については、繰越明許費繰越額を、消防費及び教育費については、繰越明許費繰越額及び継続費進次繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市民税	7,354,000	44.5	3,460,737	47.1	
固定資産税	6,628,953	40.2	4,080,338	61.6	
軽自動車税	313,000	1.9	335,590	107.2	
市たばこ税	801,047	4.9	335,756	41.9	
入湯税	21,000	0.1	12,116	57.7	
都市計画税	1,392,000	8.4	852,802	61.3	
合計	16,510,000	100.0	9,077,339	55.0	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	30,899,962	59.0	
人件費	8,135,326	15.5	
物件費	8,277,578	15.8	※
維持補修費	399,037	0.8	
扶助費	10,448,431	20.0	
補助費等	3,639,590	6.9	※
投資的経費	8,189,095	15.6	
普通建設事業	8,151,433	15.5	※
災害復旧事業	37,662	0.1	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	13,272,782	25.4	
貸付金	5,010	0.0	
公債費	5,482,300	10.5	
投資及び 出資金	365,400	0.7	※
積立金	115,458	0.2	
繰出金	7,262,605	13.9	
予備費	42,009	0.1	
合計	52,361,839	100.0	

※繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

4 特別会計の状況

(単位 千円)

会 計 別	平成27年度予算の執行状況			平成28年度予算の状況		
	最終予算額	収入済額	支出済額	現計予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険特別会計	15,661,320	15,929,711	15,550,654	15,671,965	6,009,556	6,804,492
後期高齢者医療特別会計	2,828,497	2,849,395	2,806,468	2,884,987	1,399,557	1,185,552
介護保険特別会計	12,438,816	12,593,290	12,164,998	12,838,988	5,590,262	5,184,719
住宅新築資金等貸付事業 特別会計	14,046	14,784	13,958	5,954	5,008	2,808
観光交通対策特別会計	718,117	776,952	633,650	503,121	384,566	101,655
土地取得特別会計	566,510	412,475	412,474	1,592,345	422,564	380,116
合 計	32,227,306	32,576,607	31,582,202	33,497,360	13,811,513	13,659,342

5 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	48,910,893	政府資金	財 務 省	20,740,044
総 務 債	1,055,501		(旧) 日 本 郵 政 公 社	1,969,126
民 生 債	735,730	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		10,904,800
衛 生 債	1,386,375	三 重 県		69,922
労 働 債	26,397	共 済 組 合 等		2,207,124
農 林 水 産 業 債	2,962,026	銀 行 等		13,030,936
商 工 債	87,572			
観 光 債	42,926			
土 木 債	9,902,665			
公 営 住 宅 債	510,959			
消 防 債	3,843,120			
教 育 債	5,141,629			
災 害 復 旧 債	40,725			
減 税 補 て ん 債	837,874			
臨 時 税 収 補 て ん 債	94,074			
臨 時 財 政 対 策 債	22,243,320			
特 別 会 計 債	11,059			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	11,059			
合 計	48,921,952	合 計		48,921,952

6 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
—	—	—	

7 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		4,073,159.07 m ²	
建 物		386,274.41 m ²	
動 産		3 個	
物 権		2,208.55 m ²	
基 金		27,072,421 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		1,183,718 千円	
物 品 取 得 価 格 50 万 円 以 上 の も の	車 両	311 台	
	そ の 他	502 点	
無 体 財 産 権		3 件	

伊勢市告示第 117 号

平成 28 年 10 月 12 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 28 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 28 年 10 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成28年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、260,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、50,408,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,790,481	6,930	6,797,411
	1 国庫負担金	5,376,524	63	5,376,587
	2 国庫補助金	1,374,998	6,867	1,381,865
16 県支出金		2,985,375	2,206	2,987,581
	1 県負担金	1,790,289	2,206	1,792,495
17 財産収入		80,056	8,000	88,056
	1 財産運用収入	59,838	8,000	67,838
18 寄附金		50,002	10,000	60,002
	1 寄附金	50,002	10,000	60,002
20 繰越金		57,767	114,087	171,854
	1 繰越金	57,767	114,087	171,854
21 諸収入		656,198	61,000	717,198
	5 雑入	583,744	61,000	644,744
22 市債		6,179,500	58,000	6,237,500
	1 市債	6,179,500	58,000	6,237,500
歳入合計		50,147,857	260,223	50,408,080

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,348,173	20,520	4,368,693
	1 総務管理費	3,434,941	20,520	3,455,461
3 民生費		18,200,305	8,343	18,208,648
	1 社会福祉費	5,167,122	1,350	5,168,472
	2 老人福祉費	3,962,583	6,993	3,969,576
9 土木費		5,660,508	63,500	5,724,008
	1 土木管理費	466,683	3,500	470,183
	2 道路橋梁費	1,691,191	60,000	1,751,191
10 消防費		2,481,303	0	2,481,303
	1 消防費	2,481,303	0	2,481,303
11 教育費		6,583,200	159,860	6,743,060
	1 教育総務費	1,062,605	15,700	1,078,305
	2 小学校費	536,817	114,054	650,871
	3 中学校費	3,077,929	11,000	3,088,929
	4 幼稚園費	142,923	1,100	144,023
	6 保健体育費	1,044,751	18,006	1,062,757
15 予備費		50,000	8,000	58,000
	1 予備費	50,000	8,000	58,000
歳出合計		50,147,857	260,223	50,408,080

第 2 表 継 続 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	総 額(千円)	年 度	年割額(千円)
11 教育費	2 小学校費	神社小学校・大湊小学校 統合校整備事業	152,633	平成 28 年度	61,054
				平成 29 年度	91,579

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
公共施設予約システム更新経費	自 平成 28 年度 至 平成 29 年度	15,120
本庁舎改修に伴う仮事務所空調機設置経費	自 平成 28 年度 至 平成 30 年度	16,200
学校図書館運営業務委託 (平成28年度債務負担行為)	自 平成 28 年度 至 平成 31 年度	80,484
二見浦小学校スクールバス運行業務委託	自 平成 28 年度 至 平成 31 年度	23,745
伊勢宮川中学校スクールバス運行業務委託	自 平成 28 年度 至 平成 31 年度	170,583
中学校給食施設運営委託 (平成28年度債務負担行為)	自 平成 28 年度 至 平成 34 年度	690,497

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	4, 1 6 0, 3 0 0	4, 2 1 8, 3 0 0

平成28年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、128,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,967,018千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 支払基金交付金		3,459,899	10,932	3,470,831
	1 支払基金交付金	3,459,899	10,932	3,470,831
4 県支出金		1,581,356	39,985	1,621,341
	1 県負担金	1,543,317	39,985	1,583,302
6 繰入金		2,023,996	126	2,024,122
	1 一般会計繰入金	1,892,655	126	1,892,781
7 繰越金		1	76,987	76,988
	1 繰越金	1	76,987	76,988
歳入合計		12,838,988	128,030	12,967,018

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		3,701	128,030	131,731
	1 償還金及び還付加算金	3,701	128,030	131,731
歳出合計		12,838,988	128,030	12,967,018

平成28年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

平成28年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、603,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		34,000	100,000	134,000
	1 繰越金	34,000	100,000	134,000
歳入合計		503,121	100,000	603,121

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 観光交通対策事業費		503,096	100,000	603,096
	1 管理費	503,096	100,000	603,096
歳出合計		503,121	100,000	603,121

平成28年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成28年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、289,967千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,811,814千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,135,044	289,967	1,425,011
	1 基金繰入金	1,135,044	289,967	1,425,011
歳入合計		1,521,847	289,967	1,811,814

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得事業費		1,521,847	289,967	1,811,814
	2 事業費	1,139,440	289,967	1,429,407
歳出合計		1,521,847	289,967	1,811,814

平成 28 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第 1 条 平成28年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新市立伊勢総合病院建設工事	自 平成29年度 至 平成30年度	10,830,000	自 平成29年度 至 平成30年度	11,630,000

伊勢市告示第 118 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
中島 2 丁目 6 号線	中島 2 丁目 274 番 1 地先		
	中島 2 丁目 1006 番地先		

伊勢市告示第 119 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
中島 2 丁目 6 号 線	中島 2 丁目 274 番 1 地先		
	中島 2 丁目 256 番 1 地先		
小俣本町 28-8 号線	小俣町本町 885 番 8 地先		
	小俣町本町 885 番 11 地先		
野村 28-9 号線	野村町字里前 5606 番 1 地先		
	野村町字里前 5606 番 6 地先		
藤里 28-10 号線	藤里町字長尾谷 17 番 44 地先		
	藤里町字長尾谷 17 番 47 地先		
二俣 4 丁目 28- 11 号線	二俣 4 丁目 696 番 2 地先		
	二俣 4 丁目 696 番 8 地先		

岩淵 3 丁目 28-12 号線	岩淵 3 丁目 641 番 5 地先		
	岩淵 3 丁目 645 番 5 地先		
大世古 4 丁目 28-13 号線	大世古 4 丁目 920 番 11 地先		
	大世古 4 丁目 920 番 15 地先		
大世古 4 丁目 28-14 号線	大世古 4 丁目 920 番 18 地先		
	大世古 4 丁目 920 番 18 地先		

伊勢市告示第 120 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	中島 2 丁目 6 号線	6.0 ～ 12.2	60
市 道	小俣本町 28－8 号線	6.0 ～ 13.2	39
市 道	野村 28－9 号線	6.0 ～ 13.1	54
市 道	藤里 28－10 号線	6.0 ～ 13.0	53
市 道	二俣 4 丁目 28－11 号線	4.0 ～ 7.8	73
市 道	岩淵 3 丁目 28－12 号線	4.0 ～ 19.4	66
市 道	大世古 4 丁目 28－13 号線	5.0 ～ 6.0	80
市 道	大世古 4 丁目 28－14 号線	4.0 ～ 6.0	11

伊勢市告示第 121 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
中島 2 丁目 6 号線	中島 2 丁目 274 番 1 地先 中島 2 丁目 256 番 1 地先	平成 28 年 10 月 28 日
小俣本町 28-8 号線	小俣町本町 885 番 8 地先 小俣町本町 885 番 11 地先	平成 28 年 10 月 28 日
野村 28-9 号線	野村町字里前 5606 番 1 地先 野村町字里前 5606 番 6 地先	平成 28 年 10 月 28 日
藤里 28-10 号線	藤里町字長尾谷 17 番 44 地先 藤里町字長尾谷 17 番 47 地先	平成 28 年 10 月 28 日
二俣 4 丁目 28-11 号線	二俣 4 丁目 696 番 2 地先 二俣 4 丁目 696 番 8 地先	平成 28 年 10 月 28 日
岩淵 3 丁目 28-12 号線	岩淵 3 丁目 641 番 5 地先 岩淵 3 丁目 645 番 5 地先	平成 28 年 10 月 28 日
大世古 4 丁目 28-13 号線	大世古 4 丁目 920 番 11 地先 大世古 4 丁目 920 番 15 地先	平成 28 年 10 月 28 日

大世古4丁目28-14 号線	大世古4丁目920番18地先 大世古4丁目920番18地先	平成28年10月28日
-------------------	----------------------------------	-------------

伊勢市告示第 122 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項及び同法第 115 条の 15 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 及び同法第 115 条の 20 並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 10 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
認定 N P O 法人ときわ会 藍ちゃんの家
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名 称 第三藍ちゃんの家
所在地 伊勢市常磐 2 丁目 13 番 4 号
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
平成 28 年 9 月 29 日
- 4 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

伊勢市上下水道事業告示第 31 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 28 年 10 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 28 年 11 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する
竹ヶ鼻町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 32 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 28 年 10 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
353	創和建设 株式会社	松阪市西町 283 番 地 1	平成 28 年 10 月 12 日
354	株式会社 中浦土木	度会郡玉城町佐田 1436 番地	平成 28 年 10 月 12 日

伊勢市公告第 88 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 の 方 法	入札	
公 売 の 日 時	参加申込期間	平成 28 年 11 月 14 日（月）から平成 28 年 11 月 18 日（金）まで
	受 付 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）
	入 札 日 時	平成 28 年 11 月 22 日（火）午前 10 時 00 分
公 売 の 場 所	伊勢市役所本館 2 階 2-1 会議室	
売却決定の日時	平成 28 年 11 月 29 日（火）午前 10 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成 28 年 11 月 30 日（水）午後 2 時 00 分	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1, 320, 000 円	
公 売 保 証 金	140, 000 円	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

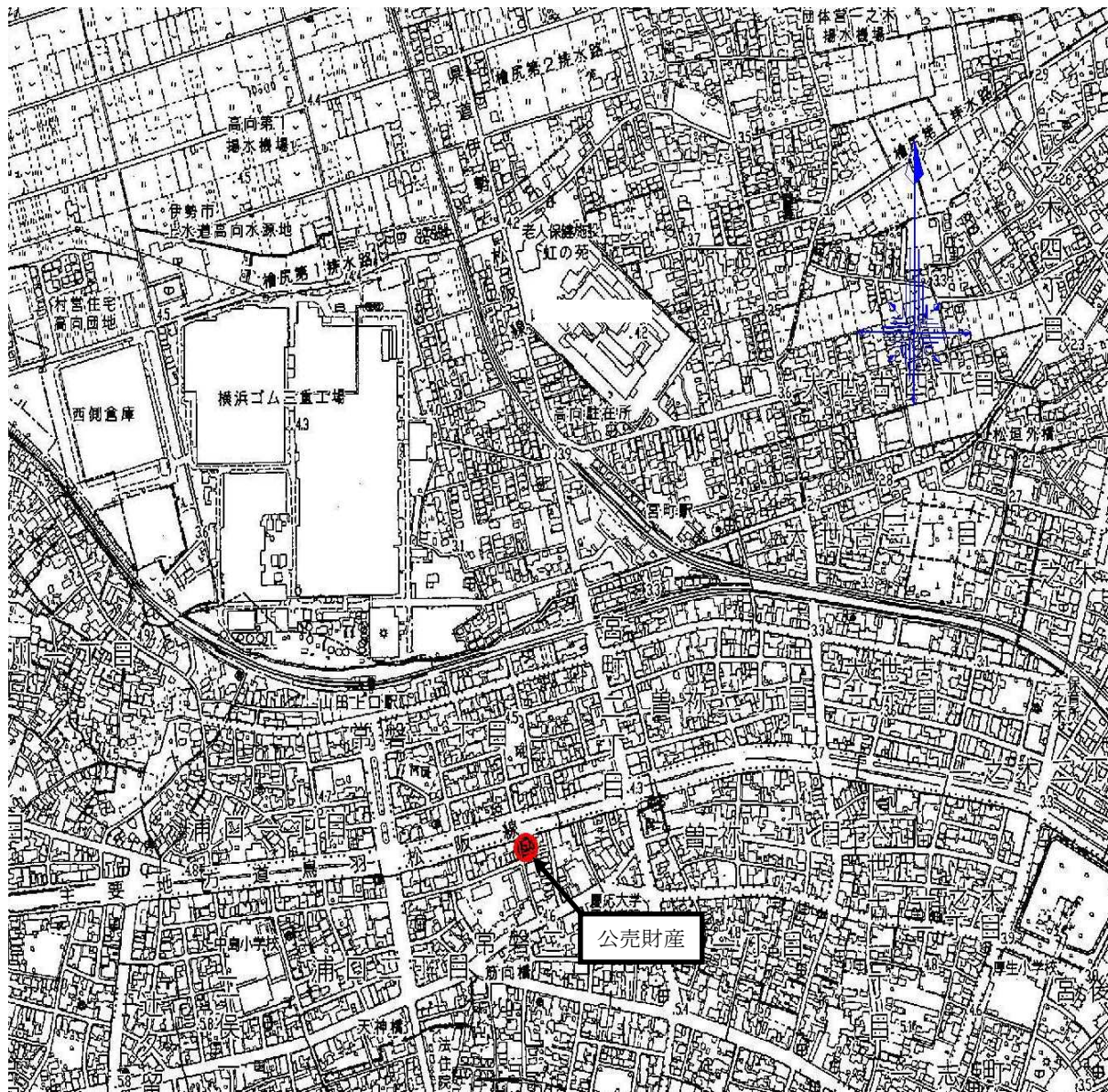
公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S28-1
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市常磐2丁目 地 番 1347番1 地 目 宅地 地 積 49.39 m²</p> <p>(建物の表示)</p> <p>2 所 在 伊勢市常磐2丁目 1347番地1 家屋番号 1347番1 種 類 倉庫 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 床 面 積 19.02 m²</p>
見積 価額	1,320,000 円
公売 保証金	140,000 円
公 売 条 件 等	<p>1 上記公売財産を一括売却する。</p> <p>2 地目・地積は登記簿による。</p> <p>3 境界については、隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>4 建物の種類・構造・床面積は、登記簿による。 建築年月日 平成18年月日不詳</p> <p>5 公売財産は平成28年6月14日現在、供給処理施設の配管等が北側～東側隣接の土地・建物と一体的に利用がされている倉庫・駐輪場であり、第三者による占有状態である。また、倉庫は東側で件外建物ダクトの接続がされている。</p> <p>6 公売財産は西側で市道（幅員約4m・舗装）に接する。</p> <p>7 公売財産1の北西部にサイクルポートが設置されているが、一部が北側隣接地に越境している可能性がある。</p> <p>8 公売財産1の北部に第三者所有のLPガス庫が設置されている。</p> <p>9 公売財産2の西側に庇が附加されている。</p> <p>10 公売財産2の屋根の一部が越境している可能性があるがやや判然としない。</p> <p>11 都市計画法 非線引都市計画区域 近隣商業地域 指定建ぺい率80%、指定容積率300% 準防火地域 一部景観法 伊勢市景観計画区域（沿道景観形成地区）</p> <p>12 消費税及び地方消費税については混在財産である。</p>

売却却区分番号

S28-1

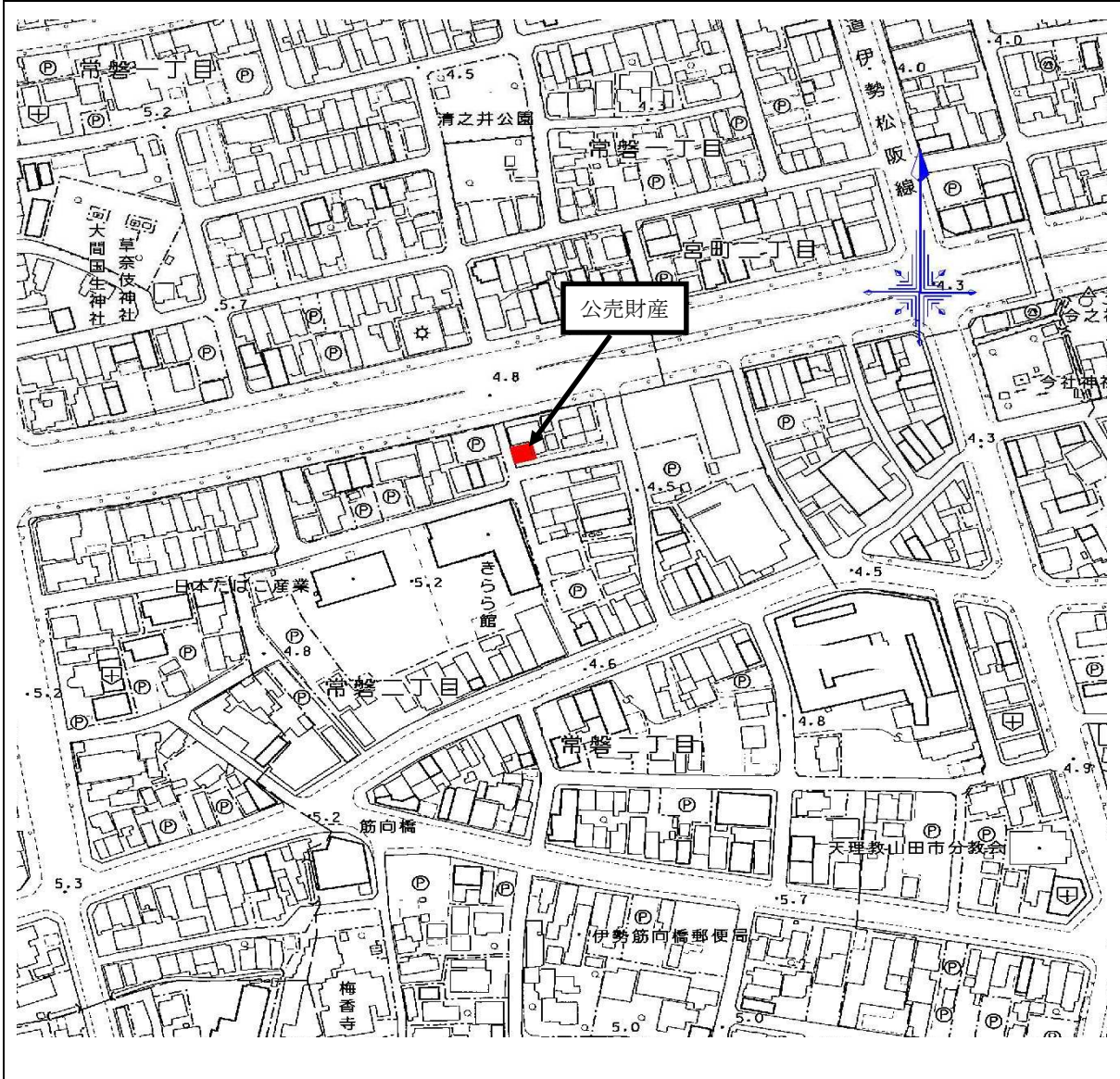
所在図



売却区分番号

S28-1

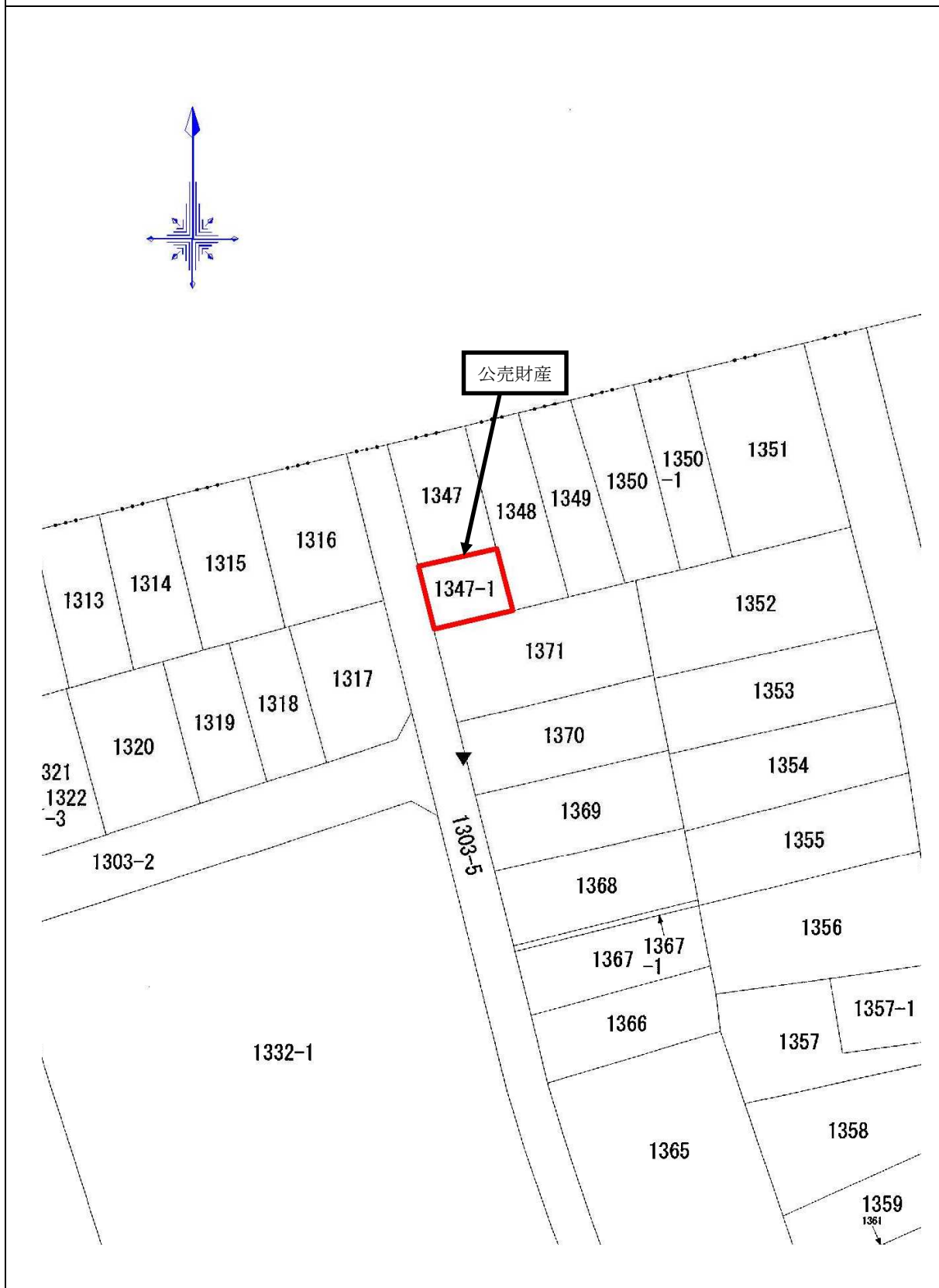
所在図



売却区分番号

S 28-1

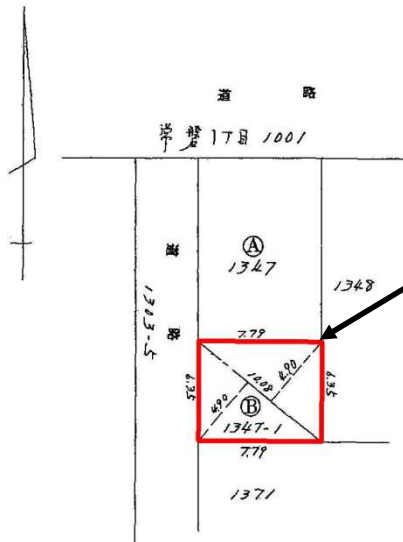
土地参考図(公図)



売却区分番号

S 28-1

土地参考図(地積測量図)



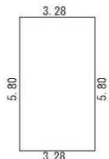
公売財産

求積

$$\textcircled{A} 1347 \\ 14039 - 49392 = 90998 \text{ m}^2$$

$$\textcircled{B} 1347-1 \\ 1008 \times (4.90 + 4.90) \times 0.5 = 49392 \text{ m}^2$$

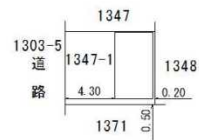
建物参考図(各階平面図・建物図面)



求積表

$$5.80 \times 3.28 = 19.024$$

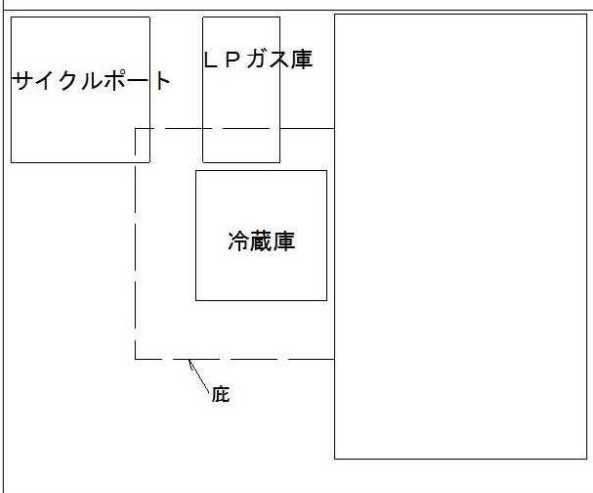
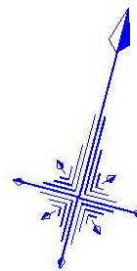
床面積 19.02 m²



売却区分番号

S28-1

建物参考図(配置図)



売却区分番号

S28-1



売却区分番号

S28-1

公売財産



公売財産

伊勢市公告第 89 号

所有者の判明しない負傷動物の収容について

次の負傷動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により収容をした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した負傷動物

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町明野	猫	雑種	黒	雄	中	91 日 以上	

2 収容した日 平成 28 年 10 月 14 日

3 収容期限 平成 28 年 10 月 19 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 90 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 38 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求め申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 10 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

高向区

(2) 区域

大字高向区区域内

(3) 主たる事務所

伊勢市御菌町高向 2589 番地 1

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
井溝	119.00 m ²	伊勢市御菌町高向字井ノ口 1881 番 1
井溝	119.00 m ²	伊勢市御菌町高向字井ノ口 1903 番 1
井溝	59.00 m ²	伊勢市御菌町高向字井ノ口 1916 番 1
井溝	59.00 m ²	伊勢市御菌町高向字野池 1933 番 1

井溝	267.00 m ²	伊勢市御菌町高向字野池 1941 番 1
井溝	363.00 m ²	伊勢市御菌町高向字野池 1942 番 1
井溝	99.00 m ²	伊勢市御菌町高向字野池 2014 番 1
井溝	314.00 m ²	伊勢市御菌町高向字野池 2014 番 2
井溝	446.00 m ²	伊勢市御菌町高向字野池 2015 番 1
井溝	49.00 m ²	伊勢市御菌町高向字野池 2016 番 1
井溝	188.00 m ²	伊勢市御菌町高向字野池 2017 番 1
井溝	142.00 m ²	伊勢市御菌町高向字的場 2031 番 2
井溝	128.00 m ²	伊勢市御菌町高向字的場 2047 番 1
井溝	79.00 m ²	伊勢市御菌町高向字的場 2047 番 2
井溝	360.00 m ²	伊勢市御菌町高向字的場 2063 番 2
井溝	59.00 m ²	伊勢市御菌町高向字的場 2076 番 1
井溝	59.00 m ²	伊勢市御菌町高向字的場 2077 番 1
井溝	66.00 m ²	伊勢市御菌町高向字的場 2148 番 1
井溝	148.00 m ²	伊勢市御菌町高向字的場 2155 番 1
井溝	47.00 m ²	伊勢市御菌町高向字野池 1980 番 1
井溝	13.00 m ²	伊勢市御菌町高向字西新出 2166 番 1
井溝	19.00 m ²	伊勢市御菌町高向字南世古 2712 番 1

(2) 表題部所有者又は登記名義人に関する事項

氏名又は名称	住所	共有持分
辻村 長三郎	度会郡御菌村大字高向 2671 番地	5 分の 1
辻村 安次郎	度会郡御菌村大字高向 2384 番地	5 分の 1
中村 齋五郎	度会郡御菌村大字高向 2562 番地	5 分の 1
辻村 久助	度会郡御菌村大字高向 2504 番地	5 分の 1
村田 齋吉	度会郡御菌村大字高向 85 番屋敷	5 分の 1

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

平成 28 年 10 月 17 日から平成 29 年 1 月 17 日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類を伊勢市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

伊勢市御菌町長屋 1221 番地

伊勢市環境生活部市民交流課

電話 0596-21-5563

伊勢市公告第 91 号

公 示 送 達

下記の者の平成 27 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 28 年 10 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所又は所在地
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 92 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 10 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 93 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 106 号）第 13 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を抹消しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 28 年 10 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 抹消年月日
平成 28 年 9 月 30 日
- 2 抹消対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名	登録番号
省略	省略	省略